

石巻市立小中学校体育及び文化活動補助金交付要綱の一部を改正する告示

石巻市立小中学校体育及び文化活動補助金交付要綱（平成27年石巻市告示第124号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第3条関係）

大会区分		補助対象経費	補助率
中学校総合体育大会及び中学校新人総合体育大会	石巻地区大会	交通費	75パーセント
	宮城県大会	交通費	
	東北大会	交通費及び宿泊費	
	全国大会	交通費及び宿泊費	
音楽コンクール等	宮城県大会	交通費	75パーセント
		楽器輸送費	100パーセント
	東北大会	交通費及び宿泊費	75パーセント
		楽器輸送費	100パーセント
	全国大会	交通費及び宿泊費	75パーセント
		楽器輸送費	100パーセント

備考 1 体育に関する東北大会及び全国大会については、同一競技につき、原則として当該年度1回を限度として補助金を交付する。

2 全国大会及び東北大会が宮城県内で開催される場合は、宮城県大会の区分に準じて補助金を算定する。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。